

介護予防支援業務における委託先居宅介護支援事業所の承認について

地域包括支援センターの設置運営について(厚生労働省通知)において、地域包括支援センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定について、地域包括支援センター運営協議会(審議会)が所掌する事項とされていることから、承認を求めるもの。

利用していた事業所が廃止となり、利用者が引き続き同じ介護支援専門員によるサービスを継続させるため、運営協議会の承認を得る前にやむを得ず介護予防支援業務を委託した。

- ・居宅介護支援事業所「いちいプランニング」(三田市三輪3丁目6番 28-101 号)

被保険者が市外居住であり、地域包括支援センターが直接担当できないため、運営協議会の承認を得る前にやむを得ず介護予防支援業務を委託した。

- ・居宅介護支援事業所「羽衣ケアプランセンター山口町」(西宮市山口町上山口 2-21-19-203)